

判例から学ぶ労務管理の落とし穴

労務管理を行う上で必要とされる知識は、労働基準法や労働契約法等を中心とした法律のほか、多様性尊重等多岐にわたり、法律で定められていない部分を補う裁判例の知識も重要です。最近の裁判例を参考に、労働時間管理、従業員間の利害調整に関し、企業側がどのような対応を検討すべきか解説を行います。

経営者、管理職、人事労務担当者に有用な内容となっております。

開催日時等

日 時	2024年2月6日（火）15時00分～17時00分	
場 所	千葉県経営者会館 研修室	
内 容	<p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 労働時間管理、管理監督者について（アルデバラン事件ほか） 従業員間トラブルと企業の責任（ヤマダ電機アデコ事件ほか） 多様性に配慮した職場環境調整 （経産省トイレ使用に関する行政措置要求判定 取消請求事件） 	
講 師	<p>【講師】</p> <p>弁護士法人リバーシティ法律事務所 弁護士 和田 はる子 氏</p>	
対象者	経営者、管理職、人事労務担当者	
参加費	会員 無料	非会員 3,300円（消費税込み）



○ホームページ<http://www.chibakeikyo.jp/event.php>にて募集中です。
本書による場合は、切り取らず当協会事務局宛F a xをお願いします。
締切は1月30日（火）です。

○お問合せ先（一社）千葉県経営者協会事務局 長江 TEL : 043-246-1158
Eメール：nagaet@chibakeikyo.jp

FAX:043-246-0729

一般社団法人 千葉県経営者協会 行

開催行事名	判例から学ぶ労務管理の落とし穴		
会社・団体名		TEL	
参加者名①		役職①	
参加者名②		役職②	
E-Mail			
住 所			